

田植さんを支える会 NEWS

次回公判は9月6日(金) 午前10時～
大阪地裁 609号法廷

NO, II

発行日 2013年 7月 10日

発行責任者 田植裁判闘争を支える会事務局

「田植裁判」第2回公判(6月28日)

裁判長、被告準備書面へ注文

6月28日、第2回公判が大阪地裁609号法廷で開かれた。

裁判は当面の間、書面の交換に終始するため、実質5分程度で終了する。だが、今回は少しだけ様子が違った。

裁判長は被告準備書面でホームテクノ社が明らかにした田植さんの評価に言及。「評価の内容に具体性が無く、これでは原告が反論しようにもできないのではないかと。もう一度、書き直して欲しい」と、言うもの。森弁護士からの申し出以前に裁判長が見抜いた形となった。

それでは、被告が提出した準備書面とはいかなるものか、少し見てみよう。

被告準備書面は、ホームテクノ社が評価をするに当たって、どのような基準を設けているかを提示。その後、基準を田植さんの評価へ当てはめたものを開示している。

それは・・・田植さんの「量的側面」の評価は「II」であるが、「質的側面」の評価は、業務品質等から「I」であり、「価値創造の側面」の評価は、テレコン業務経験からして当然発揮することを期待されている創意工夫等は一切見られなかったことから、「I」であった。

また、テレコン業務以外の、①光SO工事、②マンション調査、③光離反抑制、④引込線垂れ下がり点検、⑤電柱調査、⑥エージェントサービスの拡大、⑦定額保守獲得についても、田植氏が実施した実績のある業務は③のみであり、①②⑥については、実施スキルを取得するための努力もしなかった・・・と言うもの。

「質的側面」の評価では「業務品質等から『I』」

とあるだけで、どのような品質であったのかも明らかにされていない。当の田植さんは「上長面談で量的側面や質的側面などの話しは一切無かった」と断言。田植さんに話してもいないのだから、書けないのは当然と言えば当然である。

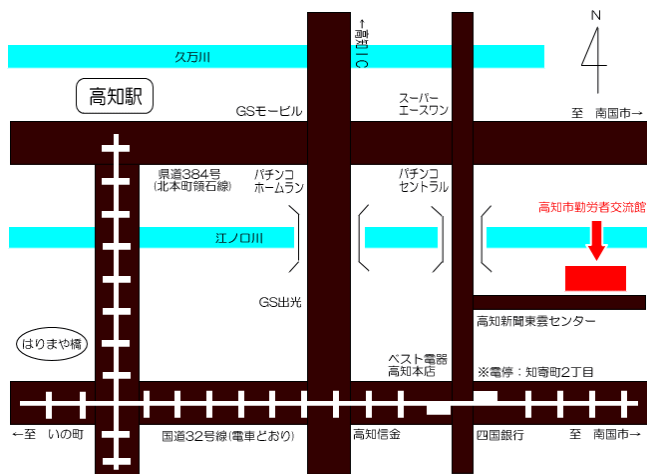
田植裁判闘争・中間報告会

日時：7月13日(土) 午後3時半から5時

会場：クンペル高知内高知市勤労者交流館

第1研修室

高知市丸池町1-1-14



また、上長面談時に「量的側面」「質的側面」「価値創造の側面」での評価を通知していないこと自体が、評価制度での義務を果たしていないことになり、違法であると言える。

今後、被告は田植さんの評価に詳細な説明を加えることになるが、詳細に書こうとすればするほど事実から遠ざかることになる。被告準備書面がどのように修正されるのか、少しだけ楽しみである。

だが、被告準備書面の欺瞞はこれだけに留まらない。

被告準備書面は、全社員販売のチャレンジシートへの記載や評価の対象であることも否定する。

そこでは・・・「被告会社は、被告会社社員で『販売』を業務として担当している者以外の者（原告を含む）に対しては、あくまで任意での協力依頼と位置づけているため、チャレンジシートにも記載する旨の指示もしていないし、評価の指標ともしていない」と、書き連ねている。

これは2月1日に行われたN関労との交渉での発言を、自らが否定するものであり、裁判に臨むホームテクノ社の姿勢がよく表れている。

ホームテクノ社は交渉の中で「全社員販売を評価の参考にしている」「期首にチャレンジシートにおいて上長と二人で目線合わせしてくれと指導している」「全社員販売の目標を立てたのであればその対象になる」「全社員販売での評価は上長の裁量で行っている」・・・と発言している。

最後に、被告準備書面は「T課長が・・・『皆さんの仕事の内容がまだよく分かりませんので、今回は販売で評価させてもらいました』と述べた、との主張について、このような事実はない」と一切を否定し、締めくくられている。

被告準備書面でいかに述べようとも、真実は職場の皆さんがよく知っている。ホームテクノ社の主張は法廷ならびに同社で働く社員を愚弄するものだ。

なお、この裁判の詳細は、7月13日（土）午後3時半、クンペル高知、勤労者交流館で開催する「田植裁判中間報告会」で森弁護士が今後の展望も含め、報告することになっている。

田植裁判を闘うに当たって

弁護士 森 博行

「田植裁判」と成果主義

NTTホームテクノの高知営業所でテレコン業務に従事している田植氏は、上司から「販売」がゼロであったと言われて、2011年度上期の業績評価を最低ランクの「I」とされ、同年12月から半年間の成果手当及び年末特別手当の額を合計約13万円減額されただけでなく、最低評価を受けることで大いにプライドを傷つけられた。そこで、今回の提訴となったわけであるが、蓋を開けてみると、会社側の言い分は、なんと「販売」を評価の指標にしたことはなく、上司もそんな発言はしていない、というものであった。

したがって、今後は会社側が主張するであろう具体的評価理由の真偽・当否をめぐる争うことになるであろうが、その論争の土俵を成すものは「成果主義賃金」である。すなわち、会社側も述べるとおり、「NTT西日



初公判を終え、支持者に争点を説明する森弁護士。1949年大阪生まれの64歳、奈良市で妻、義母、次男と暮らす。趣味は読書とか。法律分野では労働法を得意とする。

本グループ会社においては、成果・業績重視の人事制度を導入し、「業績評価の結果に基づき、半期毎の成果手当の額及び夏期・年末の特別手当の評価反映額が支給される」仕組みになっていて、このような賃金決定システムを称して成果主義賃金というからである。

この賃金制度は、バブル経済崩壊後の超低成長時代を迎え、年功主義による賃金原資の増大を抑えることのできる新たな仕組みとして考案され、大手民間企業を中心に試行錯誤しながら徐々に普及してきた。その特徴は、目標管理と密接に結びついていることであり、そこでは、上司と部下が協議して立てた目標を前提とし、一定期間を通じたその達成度の評価を基にして賃金が決定されることになる。

したがって、目標の設定及びその達成度の評価が、労働者にとって最も重要な労働条件である賃金の決定に直結することになるため、その判断はもはや使用者の自由裁量ではなく、使用者は労働者の納得が得られるように公正に評価する義務を負うと解すべきである。そして、使用者がこの注意義務に反して人事評価を恣意的に行い、労働者に経済的損害を及ぼしたときは、人事権濫用として損害賠償責任を負うことになる。

代理人である私は、このような考え方に基づいて田植裁判を闘っていきたいと考えている。

仲間の励ましに勇気

理不尽な評価制度を職場から無くしたい・・・

一昨年の冬のボーナスでのI評価は2度目のものです。私は1回目のI評価を受けた時から、NTT労組の集会がある度に「評価制度はおかしい。刑事事件を起こした者と同じ評価は納得がいかん」「組合として評価制度の実態アンケートを取ったらどうか」「I評価をもらった者の不満は掴んでいるのか」等々、意見を言ってきたのですが、納得できる回答は返ってきませんでした。

そのような経緯もあり、昨年、NTT労組を脱退すると同時にN関労に加入しました。N関労では、ホームテクノ社との労使交渉に2度出席し、評価制度の実態を発言してきましたが、会社は「厳正に評価は行われている」と言うだけの不誠実なものでした。

交渉後「不当な評価を許したくない。田植さんが裁判で闘う気があるなら裁判へ訴えよう」と兼廣委員長から進言され、早速、森N関労顧問弁護士へ相談。4月1日に提訴の運びとなりました。

本当に評価制度の実態は出鱈目です、私で言えば1回目の評価の際に「モチベーションが低い」と言われました。私もそれほどモチベーションは高い方ではないと自分でも思ってるんですが、I評価を受ける程低いとは思っていません。

また、ある人は「要らんことを言う」「口のきき方が悪い」ことをI評価の理由にされたそうです。

課長の思惑でどうにでも出来るというのがこの評価制度なんです。

それに評価する側の上司も困っている様子も明らかになっています。ある上長は「すみません」と言ってI評価にした社員に10万円出したとか、「今回、私の職場にはI評価の社員はいないと言ったが上部に聞いて



評価制度の廃止を訴える田植さん

もらえなかったので・・・」等々、評価制度の実態は評価される社員はもちろん、評価する上長にとっても理不尽な制度です。

5月25日、有志に「田植裁判闘争を支える会」を立ち上げていただき、ニュースも職場へ配布しました。支える会への入会を依頼すると「頑張ってください」「田植さんと気持ちはみんな一緒に」と言ってくれたり、概ね好意的に受け止めてくれています。

ある人が「この裁判に勝ったら職場は変わる。今は会社がやりたい放題や」というようにこの裁判は期待もされています。

誰かが必ずババを引かされるような制度は職場の団結力をますます弱めていきます。

職場の多数は評価制度を無くして欲しいと思っているのではないのでしょうか。しかし、まだまだその声は小さいです。ぜひ「田植裁判闘争を支える会」に入っていていただいて大きくして下さい。よろしくお願いします。

業務外での評価は許さんぜよ！田植裁判闘争を支える会

1ヶ月で会員が100名超えに

5月25日に結成された「田植裁判闘争を支える会」の会員が、わずか1ヶ月で100名を超えた。入会いただいた皆様に感謝申し上げたい。(※7月7日現在での会員数は111名)

短期間に会員が100名に達した背景には、田植さんの報告にもあるように、評価制度が田植さんだけの問題ではなく、職場を暗くし、人間関係をギクシャクさせる要因となっているからに他ならない。当会ではホームテクノ社だけでなく、他の職場の事象なども取り上げたいと考えている。

また、N関労ホームページ内に当会の専用ページを作るべく、準備に入っている。

今回、問題とした被告準備書面や答弁書類も原書で閲覧できる環境を整えると共に、皆様の励ましやご意見等も掲載したいと考えている。

なお、当会では7月13日(土)、「田植裁判闘争中間報告会」を開催するが、同報告会では森弁護士への質問コーナー(裁判以外の質問もOK)を設けている。労働条件等の疑問点を相談してはどうだろうか。

巨悪退治の形相となってきたこの裁判。みんなで力を合わせ、やっつけようではありませんか！！

下記の用紙で申し込めない方は088-840-1045(田植宅)へお電話を！
後日、申込書、入会金振込み用紙を郵送させていただきます。

業務外での評価は許さんぜよ！田植裁判闘争を支える会入会申込書

氏名 _____ 会社名、職場名 _____

住所 〒 _____ :

連絡先電話番号(任意です) _____ 入会費 1,000円

※ 住所等個人情報は「田植さんを支える会NEWS」を郵送するためのものです。情報は支える会が管理し、公表はしません。また、当会解散後は直ちに破棄するものです。